平成２６年（フ）第５４２号
栃木県宇都宮市上戸祭３丁目４番16号
債務者　松本　雄紀
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３００１号
東京都杉並区永福４丁目３－７－107
債務者　後藤恵理子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３０号
東京都多摩市諏訪５丁目２番地９－104
債務者　木村　梅子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２２２号
北海道帯広市東11条南９丁目１番地47
債務者　平田　志成
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５７３号
福岡県春日市桜ケ丘２丁目19番地４
破産者　株式会社デパール
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１１５号
福岡市中央区警固１丁目15番34―205号
破産者　株式会社バウハウス福岡
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３０号
静岡県沼津市岡宮1313番地の23
破産者　有限会社小林斫興業
1　決定年月日　平成27年１月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１９３６号
福岡市博多区博多駅東２丁目４番17号
破産者　株式会社創大
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０８１号
長崎県対馬市厳原町久田１番地１
破産者　有限会社対馬ふるさと倶楽部
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３４９号
福岡市西区大字吉武403番地の３
破産者　有限会社オクトプロジェクト
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５５５号
福岡市南区大楠３丁目27番１号
破産者　株式会社アクティブ
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４５３号
東京都渋谷区神宮前５丁目44番４号　エクセラージュ神宮前402、開始決定時の住所東京都杉並区和泉２－46－14
破産者　長屋　　正
1　決定年月日　平成27年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７２０号
東京都新宿区西新宿２丁目６番１号
破産者　株式会社Ｄ４ＴＯＫＹＯ
1　決定年月日　平成27年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５２１号
埼玉県さいたま市桜区神田356－１
破産者　株式会社ダート・ワールド
1　決定年月日　平成27年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９１５号
埼玉県さいたま市中央区大戸１丁目14－５
破産者　村岡　健一
1　決定年月日　平成27年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５５６号
福岡市南区野間３丁目19番22号
破産者　岡島　和彦
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１４７０号
福岡市中央区渡辺通５丁目16番13号
破産者　倉富　愼一
1　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
2　一般調査期日　平成27年２月13日午後３時15分
平成26年12月25日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第４０３５号
大阪市生野区田島３丁目８番10号
破産者　豊川聖一こと　任　　聖一
異議申述期間　平成27年２月23日まで
平成27年１月５日
大阪地方裁判所第６民事部